

第3章

施策の進め方と各主体の行動

あきる野市の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」(第2章参照)の実現に向けて、進めていくべき施策と各主体に求められる行動を分野別にまとめました。

【この章の見方】

分野別の目標

1 自然環境分野

豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐ

あきる野市の豊かな水と緑を次世代へ継承していくためには、市民や事業者との連携・協力を基本とした、自然環境を守る新たな仕組みの構築や充実を図り、積極的に保全・再生していくことが必要です。

また、本市の自然の骨格を形成する、森林、里山、農地、河川及び地質・地形といった5つの環境軸ごとに、森林や農地は林業や農業との関わりの中、里山は存在価値の見直しから、河川は流域単位での川づくりといった具体的に多様な保全の方策を検討し、市民・事業者・市の連携と協力によって進めていくことが必要です。

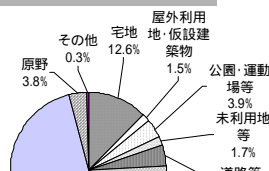
分野別の目標を達成するために必要な施策の方向性を示しています。

現状及び課題

本市は、多摩地域でも多様な自然が豊かに残るまちです。市域の約6割を森林が占め、秋川渓谷などの景勝地も数多くあります。市民・事業者を対象とした意識調査(前述)の結果からも、本市の魅力は、「身近に豊かな自然があり、ふれあえること」といえます。

森林・農地の現状

山間部のスギ・ヒノキ林や丘陵地の里山は、整備・管理が十分にできなくなっており、その結果保水能力*の低下などの様々な問題を招いています。また、木材価格の下落、木材からプラスチックや木材需要の低迷などによる林業採算性の低下、林業た様々な課題があります。



施策を体系化して、それぞれの関連を示しています。

2

分野ごとの施策体系

1. 豊かな水と緑を守る仕組みの充実

(1) 市内全域の自然環境の実態把握と評価

- 自然環境調査の実施 **重点** (注)(69頁)
- 適正評価と保全の方向付け **重点** (69頁)

(2) 実効性の高い保全の仕組みづくり

- 新たな緑地保全制度の確立
- 新たな保全制度を支える仕組みづくり

(3) 市民の声が生かせる、環境に配慮したまちづくりの実現

- 計画段階での市民参加の仕組みづくり
- 環境に配慮したまちづくりの方針づくり

施策がなぜ必要なのか、あきる野市での「現状や課題」を示しています。

目標達成に向けた方針

3

施策の推進方針

1. 豊かな水と緑を守る仕組みの充実

【目標】

- 市内の自然環境が適正に評価されている。
- 市内の豊かな自然の保全に、みんなで取り組んでいる。

本市の豊かな水と緑を守っていくために、まず、市内に生育・生息する動植物の種類をはじめとする自然環境を調査し、現状を適正に評価します。また、その評価結果を基に、保全上重要な地区等を選定して、優先順位をつけながら、計画的な保全を図っていきます。

【目標達成のめやす】

指標	目標値	現状値	関係主体		
			市民	事業者	市
・緑地保全などに関する実態の報告 (広報掲載回数)	年間2回	-			
・新たな緑地保全制度、 連携体制の確立	確立 (平成20年度)	-			

目指すところ

目標達成に向けた方針ごとに、どのような状態を目指すのか(目標:囲み)と、その目標をどうやって実現していくのかを示しています。

この指標に関係する主体に「 」をつけています。

ここでチェック!

どのような項目で目標の達成状況を測るのか(指標)を決めています。

具体的な目標が定められるものは、目標年次と目標値を示しています。

現状値が分かるものは、年度とともにその値を示しています。

一部又はすべてが「重点的に取り組むべき施策」(67頁参照)であることを示しています。

具体的にいつ何をするか

【施策の進め方】

(1) 市内全域の自然環境の実態把握と評価

自然環境調査の実施 **重点** (69頁)

自然環境調査を行い、市内の自然環境の実態を把握します。また、市民アンケートで、景観上保全すべき場所として、「あきる野百景」などを選定して、市民の関心を喚起します。

詳細が記されている頁です。

施策ごとに、具体的にどのようなことを行うのかを示しています。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・緑地保全制度の実態の評価 (評価の指針等の作成、実態評価)	継続				環境課
・実効性の高い保全制度の検討・確立	短期				環境課 財政課
・財源の強化・拡充(みどりの基金等)	短中期				環境課 財政課
・ボランティアの育成・活用	中期				環境課
・多様な主体が連携した体制・仕組みづくり	長期				環境課 農林課

4

実施時期を示しています。

関連する施策や事業を示しています。

- 継続 : 既に実施しているもの
- 短期 : 3年以内に着手
- 中期 : 5年以内に着手
- 長期 : 10年以内に着手

それぞれの施策・事業に関連する主体を「 」で、右端には関連する課の名前を示しています。

目標達成に向けた方針ごとに、各主体に共通する行動を示しています。

みんなは何をすればよいか

5

【各主体に求められる行動】

本市の貴重な資源である、豊かな水と緑を次世代に引き継いでいくために、一人ひとりができることを実践しながら、みんなで協力していける仕組みを共に考え、つくり、実践していく必要があります。

骨格をなす5つの環境軸を守る	共通	<ul style="list-style-type: none">・森林や農地の多面的な機能や、あきる野産の農産物に興味・関心を持ちます。・地元木材製品やあきる野産の農産物などを積極的に活用します。・里山の環境や生活文化に興味・関心を持ち、理解します。
	市民	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアなどとして、横沢入の里山保全活動などに積極的に参加・協力します。・進んで旬のあきる野産の農産物を選びます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none">・植林・造林活動を進めます。・間伐材や木質バイオマスの積極的な利活用を進めます。・ボランティア等の育成に協力します。
	市	<ul style="list-style-type: none">・里山の環境や生活文化などの情報を提供します。・ボランティアの育成や、活動支援を行います。・あきる野産の農産物等を積極的に PR、利用拡大に向けた取組を行います。
	協働	<ul style="list-style-type: none">・みんなで「美林の里」づくりを進めます。・「美林の里」の活動を市内外に PR します。・横沢入などでの里山管理活動などを通じて、里山での暮らしや文化を学び、伝えます。

市民・事業者・市の三者それぞれに求められる具体的な行動を示しています。

市民・事業者・市が連携・協力して進めていくべき行動を示しています。

1 自然環境分野

豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐ

あきる野市の豊かな水と緑を次世代へ継承していくためには、市民や事業者との連携・協力を基本とした、自然環境を守る新たな仕組みの構築や充実を図り、積極的に保全・再生していくことが必要です。

また、本市の自然の骨格を形成する、森林、里山、農地、河川及び地質・地形といった5つの環境軸ごとに、森林や農地は林業や農業との関わりの中、里山は存在価値の見直しから、河川は流域単位での川づくりといった具体的で多様な保全の方策を検討し、市民・事業者・市の連携と協力によって進めていくことが必要です。

現状及び課題

本市は、多摩地域でも多様な自然が豊かに残るまちです。市域の約6割を森林が占め、秋川渓谷などの景勝地も数多くあります。市民・事業者を対象とした意識調査（前述）の結果からも、本市の魅力は、「身近に豊かな自然があり、ふれあえること」といえます。

森林・農地の現状

山間部のスギ・ヒノキ林や丘陵地の里山は、整備・管理が十分にできなくなっており、その結果、保水能力*の低下などの様々な問題を招いています。この背景には、輸入材との競争による木材価格の下落、木材からプラスチックやコンクリート等への切替などに伴う木材需要の低迷などによる林業採算性の低下、林業従業者の高齢化・後継者不足といった様々な問題があります。

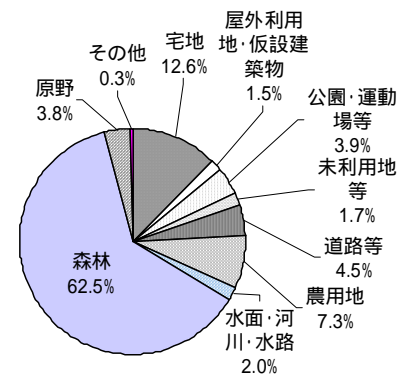
また、市内の農地は、都市化により減少し続けており、さらに、担い手不足による農業従業者の高齢化などから、遊休農地*の増加が予測されます。

産業と一体化した多様な保全の実現

本市の自然環境の保全と創造に当たっては、農林漁業や観光業などの産業振興が重要な役割を果たすと考えられます。農林漁業従事者に限らず、ボランティアをはじめとする多くの市民や事業者の協力のもと、様々な取組を進めていくことが望めます。

人と自然の関係が変化する中、もう一度、身近な自然を見直し、その公益的な価値を再評価・再認識するとともに、市民・事業者・市の連携と協力により、まちづくりのあり方そのものから考えていくような、多様な保全・創造の方策を計画的に進めていくことが必要です。

土地利用の状況(平成14年度)



分野ごとの施策体系

1. 豊かな水と緑を守る仕組みの充実

(1) 市内全域の自然環境の実態把握と評価

自然環境調査の実施 **重点**^{注3)}(69頁)

適正評価と保全の方向付け **重点**(69頁)

(2) 実効性の高い保全の仕組みづくり

新たな緑地保全制度の確立

新たな保全制度を支える仕組みづくり

(3) 市民の声が生かせる、環境に配慮したまちづくりの実現

計画段階での市民参加の仕組みづくり

環境に配慮したまちづくりの方針づくり

2. 骨格をなす5つの環境軸の保全

(1) 森林の保全と活用

森林の多面的な評価の実施

新たな保全・活用方策の検討

森林の保全・活用に向けた体制づくり

(2) 里山の保全と活用

里山の多面的な評価の実施

里山環境の保全・活用方策の検討

里山の保全・活用に向けた体制づくり

(3) 秋留台地一帯の農地の保全と活用

農地の多面的な評価の実施

新たな保全・活用方策の検討

多様な担い手の育成

(4) 秋川・平井川流域の総合的な保全

流域の自然環境の保全

河川環境の保全・創出

水量・水質の改善

(5) 地質・地形の保存と活用

地質・地形の適正評価と保存

保存・活用のための仕組みづくり

注3 **重点** は、第4章の重点的に取り組むべき施策となるもので、()内の頁は、その詳細について書かれている頁を示します。

施策の推進方策

1. 豊かな水と緑を守る仕組みの充実

【目標】

- ・ 市内の自然環境が適正に評価されている。
- ・ 市内の豊かな自然の保全に、みんなで取り組んでいる。

本市の豊かな水と緑を守っていくために、まず、市内に生育・生息する動植物の種類をはじめとする自然環境を調査し、現状を適正に評価します。また、その評価結果を基に、保全上重要な地区等を選定して、優先順位をつけながら、計画的な保全を図っていきます。

また、今後のまちづくりに当たっても、計画的に自然環境を守り、自然との共生を進めていくための仕組みについて検討します。

【目標達成のめやす】

指 標	目 標 値	現 状 値	関係主体		
			市民	事業者	市
・ 緑地保全などに関する実態の報告 (広報掲載回数)	年間 2 回	-			
・ 新たな緑地保全制度、 連携体制の確立	確立 (平成 20 年度)	-			
・ ボランティア登録人数	増加すること	-			
・ 自然環境に対する市民満足度	70% (平成 27 年度)	-			

【施策の進め方】

(1) 市内全域の自然環境の実態把握と評価

自然環境調査の実施 **重点** (69 頁)

自然環境調査を行い、市内の自然環境の実態を把握します。また、市民アンケートで、景観上保全すべき場所として、「あきる野百景」などを選定して、市民の関心を喚起します。

適正評価と保全の方向付け **重点** (69 頁)

調査結果を基に、あきる野市版のRD(レッドデータ)種*(希少種)や保全すべき地区等を選定し、現状を踏まえた保全の方向性を検討します。

(2) 実効性の高い保全の仕組みづくり

新たな緑地保全制度の確立

市民・事業者・市の三者からなる「(仮)あきる野市環境委員会」(98頁参照)などで、あきる野市での緑地保全制度について、その現状と課題を検討した上で、必要に応じて新たな制度を検討します。

新たな保全制度を支える仕組みづくり

緑地保全を効果的に進めていくために、資金の確保と担い手となる人材の育成・ネットワークづくりを進めていきます。

緑地保全協力金を募るなど、保全すべき緑地の管理費等の資金(みどりの基金)等の立ち上げ・運用などを検討していきます。

人材育成・ネットワークづくりとしては、市内外から里山の管理や農地の保全などに携わるボランティアを募集し、育成します。また、農林業従業者やボランティア、市民団体、地権者などの連携づくりと、連携による緑地管理のシステムづくりを進めていきます。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・緑地保全制度の実態の評価 (評価の指針等の作成、実態評価)	継続				環境課
・実効性の高い保全制度の検討・確立	短期				
・財源の強化・拡充(みどりの基金等)	短中期				環境課 財政課
・ボランティアの育成・活用	中期				環境課
・多様な主体が連携した体制・仕組みづくり	長期				環境課 農林課

(3) 市民の声が生かせる、環境に配慮したまちづくりの実現

計画段階での市民参加の仕組みづくり

宅地開発やまちづくりの計画段階で市民の意見が反映できるような仕組み(まちづくり協定*等)について、その実現可能性も含めて検討していきます。

また、地区計画制度*や地区計画提案制度を活用した景観形成モデル地区を設定するなど、市民・事業者・市の連携・協力によるルールづくりの手法を検討します。

環境に配慮したまちづくりの方針づくり

環境に配慮したまちづくりを進めていくために、必要に応じて、都市計画区域の線引き（市街化区域、市街化調整区域）の見直しを行います。また、まちづくりにおける環境の位置付けを明確にした基本的な方針・指針づくり、あるいはまちづくり条例の制定を検討します。

引き続き、土地区画整理事業の終了した地区等で、地区計画制度により地区の実情に即したまちづくりの誘導を進めていきます。また、第5章に示す「地域別環境づくりの方針」に基づき、市が行う開発等において環境配慮を進めるとともに、事業者に対しても開発時等における環境配慮を促していきます。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・開発計画への市民参加の仕組み化	中期				都市計画課
・景観形成モデル地区の設定	中期				都市計画課 まちづくり推進課
・自然環境に適合した既存計画・用途区域等の見直し（都市計画線引き事業）	継続				都市計画課
・環境配慮型まちづくり方針・指針の策定（まちづくり条例の制定検討）	中期 （長期）				都市計画課 まちづくり推進課
・地域別環境づくりの方針の活用（地区計画制度の活用）	継続				

【各主体に求められる行動】

本市の貴重な資源である、豊かな水と緑を次世代に引き継いでいくために、一人ひとりができることを実践しながら、みんなで協力していける仕組みを共に考え、つくり、実践していくことが必要です。

豊かな水と緑の保全の仕組みを充実させる

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・あきる野市の自然環境に興味・関心を持ちます。 ・地域の環境づくりやまちづくりに興味・関心を持ち、参加します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然環境について調べてみます。 ・ボランティアなどとして、緑地の保全・管理活動に参加・協力します。 ・地域のルールづくりなどに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所周辺の自然に関心を持ち、大切にしていきます。 ・樹林の管理や営農を進めます。 ・ボランティア等の育成に参加・協力します。 ・開発等を行う際は、地域の環境に配慮した計画・設計等とします。

市

- ・市内の自然環境調査の結果を広く公表し、PRします。
- ・近くの川や樹林地などで生き物などを調べたり、緑や水辺とふれあえる機会を充実します。
- ・里山林などを活用した、体験型の環境学習を行います。
- ・地域の環境に配慮した計画・設計等を行います。
- ・事業者に対して、地域環境に配慮した計画・設計を促します。

協働

- ・市内の自然環境の調査を行い、現状を評価し、保全の方向付けを行います。
- ・実効性の高い緑地保全制度や仕組みを検討し、協働のもと緑地保全を進めていきます。
- ・環境にやさしいまちづくりを進めるためのルールをつくります。



2. 骨格を成す5つの環境軸の保全

【目標】

- ・本市の自然の骨格である、森林、里山、農地、河川と、これらの基盤である地質・地形をみんなで守っている。

本市の自然の骨格を成す5つの環境軸を守っていくために、それぞれで、多面的な評価を行った上で、新たな保全・活用方策を検討したり、担い手の育成や、連携体制づくりなどを進めていきます。

みんなで、美しく手入れの行き届いた「美林の里」を創り、里山の文化を守り伝えるとともに、林業や農業などの産業と一体化させて、市民・事業者・市の協働により、森林資源や農産物などの地産地消*を進めます。また、流域単位で里の川づくりを進めていくとともに、本市の歴史ある地質・地形を貴重な自然資源として守り、伝えていきます。

【目標達成のめやす】

指 標	目 標 値	現 状 値	関係主体		
			市民	事業者	市
・「美林の里」整備面積、モデル地区数	-	-			
・ボランティア登録人数(再掲)	増加すること	-			
・里の川としての景観ポイント (「あきる野百景」の中から)	-	-			

【施策の進め方】

(1) 森林の保全と活用

森林の多面的な評価の実施

「森林整備計画*」との整合を図りつつ、保全すべき機能に応じたゾーン区分や、森林資源の保全・整備を進めていきます。

また、公有林を中心に「美林の里」としてのモデル地区を選定し、環境保全・観光等の観点から、四季の変化が実感できる森林の保全・創出(広葉樹林化も含む)また、スギ花粉問題への対応などについて検討していきます。

新たな保全・活用方策の検討

森林整備計画や「バイオマスタウン構想*」に基づき、関係機関等と連携しながら、森林資源の建材、木工芸品、木質バイオマス*等としての積極的な利用や、炭の生産・活用などの地産地消を進め、林業の活性化を図るとともに、適正管理による森林の保全を進めていきます。

森林の保全・活用に向けた体制づくり

市民参加の森づくり(保全・管理・活用)の体制づくりとして、東京都森林組合やNPO等と情報交換・連携を図りながら、植林・造林に対する指導体制や助成制度をはじめ、ボランティアの育成・活用の仕組みづくりを検討していきます。

同時に、緑地保全基金*の活用など財源の確保も検討します。また、森林管理のための林道整備を進めます。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・森林の環境面からの機能評価	短中期				農林課 環境課
・公有林を主体とした広葉樹林帯の拡大 (モデル地区による「美林の里」づくり)	継続				
・森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	中期				農林課
・森林資源の需要の喚起 (新たな資源価値の付加・間伐材等の積極的活用)	短中期				
・市民参加の森づくり事業の推進 (ボランティアの育成・活用の仕組みづくり)	中期				農林課
・活動資金の確保 (緑地保全基金の活用の検討(再掲))	短期				農林課 環境課 財政課
・森林保全・活用のための整備の推進	継続				農林課

(2) 里山の保全と活用

里山の多面的な評価の実施

自然環境調査の一環として、既存文献やデータ等も併せて、市内の里山の現状や里山がもつ多面的な機能などを調査します。その結果を基に、里山の現状の評価を行い、その利活用の方針を検討して、「里山保全地域^{*}」に指定された横沢入をはじめとするモデル地区を選定します。

里山環境の保全・活用方策の検討

モデル地区において、地権者やボランティア、市民団体、市が連携した保全管理活動を進めていきます。横沢入では、ボランティア代表、地元住民代表、地権者代表、地元農業関係者、東京都及びあきる野市で、「横沢入里山保全地域運営協議会」を設置し、水路整備などの具体的な保全策を検討し、進めていきます。

モデル地区以外でも、地権者の協力を得て、ボランティア等による、雑木林の手入れ、田畑の再生、炭焼などを進めるとともに、地権者の負担を軽減するための方策を検討していきます。また、これらの活動費などとして、既存の緑地保全基金の運用・活用についても検討していきます。



横沢入里山保全地域

里山の保全・活用に向けた体制づくり

広報等を通じて、ボランティア等を募集し、講座・研修等を行い、里山保全活動などを担える人材を育成するとともに、その活用を進めていきます。

市内の学校（小・中・高等学校）に近い里山を「学校里山ゾーン」と位置付け、ボランティア等と連携しながら、体験・ふれあいを通して里山での暮らしの文化やその独特の生態系^{*}などを学べる環境学習活動を進めていきます。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事籍	市	所管課
・里山の現状調査の実施	短中期				環境課
・評価と利活用方針の検討	短中期				
・モデル地区での保全管理活動の実践	中期				環境課
・各地域での保全策の検討	中期				環境課 農林課
・緑地保全基金の活用（再掲）	長期				環境課 財政課
・ボランティアの育成・活用（再掲）	中期				環境課 商工観光課 教育委員会ほか
・学校里山ゾーンの設定・学習体験活動の実施	中期				環境課 指導・学務課

(3) 秋留台地一帯の農地の保全と活用

農地の多面的な評価の実施

農業振興計画と整合を図りながら、農地の持つ、保水・遊水機能や、景観機能、環境教育の場としての機能などの多面的な機能を評価して、その保全・活用のあり方を検討します。また、これらの農地の多面的な機能について、広くPRしていきます。

新たな保全・活用方策の検討

中山間地域の農地の持つ多面的な機能を守っていくために、十里木・長岳の温浴施設への観光客や都内の住民との交流による、ふれあい農業を進めます。

また、遊休農地の実態を把握し、所有者の協力を得ながら、農業者による利用（集積）や、学校農園（食育*の場）、市民農園*（ふれあい・交流の場）としての活用などを検討し、進めていきます。

2箇所のファーマーズセンター(30頁参照)を中心に、あきる野産の農産物の生産・販売を促進し、地産地消や食育活動（学校給食等への利用検討）を進めていきます。

多様な担い手の育成

市民農園での土づくりや、栽培・農薬使用方法等の指導を引き続き進めるとともに、農業委員会と連携しながら、退職者等を対象とした人材育成・活用や農業後継者の人材育成も進めていきます。

市民農園の利用者を中心に、ボランティアを募集・登録し、農業の基礎的な知識や技能を習得するため、講習などを行うと同時に、受け入れ農家を把握して、担い手育成への協力を要請していきます。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・農業振興計画との整合	短中期				農林課
・農地の環境面からの機能のPR	短中期				環境課
・中山間地域ふれあい農業の検討	中期				農林課
・あきる野産の農産物の利用拡大の検討	中期				
・遊休農地の活用方策の検討・推進 (学校農園、市民農園など)	中期				農林課 指導・学務課
・人材育成と活用の仕組みづくり (農業委員会との連携・後継者の育成支援)	中期				農林課

(4) 秋川・平井川流域の総合的な保全

流域の自然環境の保全

秋川・平井川各流域の自然環境の実態の把握（水と緑のマップづくり）や、土地利用の現状と照らした問題地点の抽出を行い、流域単位での対策を検討して進めていきます。

河川環境の保全・創出

秋川・平井川流域における環境保全の取組を進めるとともに、上流域の市町村や河川管理者への理解と協力を要請します。河川特有の動植物の保護や、河川にふさわしい植生*の管理など、国や東京都などの関係機関等と協議しながら、河川の活用のあり方や保全管理計画を検討していきます。

また、現在、市民と行政が協働して、子どもたちとボランティアスタッフを中心に平井川で行っている「子どもの水辺事業」を継続するとともに、その活動内容を広くPRし、地域住民の川への関心を高めていきます。（72 頁参照）

水量・水質の改善

清流を守り、次世代にも引き継いでいくために、水量の確保及び水質の改善を進めていきます。

）水量の確保

森林の水源かん養機能*を高めるための「美林の里」づくり（適正な保育・間伐や広葉樹林化の検討）や、湧水地や崖線の保全を進めていきます。

「あきる野市清流保全条例**」（以下「清流保全条例」といいます。）に基づく湧水調査を引き続き行うとともに、「東京の名湧水 57 選*」に選出された、二宮神社（写真）八雲神社の湧水などを市のホームページ等で紹介して、市民等の関心を高めていきます。また、湧水量の確保のため、宅地開発指導要綱*により開発時における緑地の確保や雨水浸透ます*などの設置を促し、雨水の地下浸透に努めます。「あきる野市緑の基本計画」（以下「緑の基本計画」といいます。）に基づき、白瀧神社周辺などでのまちかど広場や親水散策路の整備など、湧水等に親しめる環境づくりを進めます。

さらに、湧水が多く見られる崖線地区の緑地は、本市の特徴ある緑として保全していきます。市街化区域内にあり、かつ保存すべき箇所は、市街化調整区域への指定変更（逆線引き）や公有地化を検討します。



二宮神社のお池（湧水地）

）水質の改善

清流や河川に対する関心を高めるために、家庭や事業所からの排水によって河川を汚さないよう、呼びかけていきます。清流保全条例の具体化策として、清流保全を呼

びかける看板の設置や、清流への関心を高めるような市民参加型の調査やイベントなどを進めていきます。(72頁参照)

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・流域の一体的な保全(水と緑の環境保全)	短中期				環境課
・秋川・平井川流域における環境保全の推進	短中期				環境課 社会教育課
・公有林を主体とした広葉樹林帯の拡大(再掲)	継続				農林課 環境課
・湧水の保全 (湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進)	継続				環境課 都市計画課
・親しめる環境づくり(親水散策路の整備)	継続				まちづくり推進課
・崖線地区の保全 (市街化調整区域への指定変更、公有地化)	継続				環境課 都市計画課
・市民意識の啓発	短中期				環境課
・モデル地区での水質浄化活動	短中期				環境課

(5) 地質・地形の保存と活用

地質・地形の適正評価と保存

市内での調査(20頁参照)結果を基に、自然遺産としての地質・地形の価値、化石の有無、周辺の生態系、景観、保存・保全の緊急性や重要性などから適正な評価を行い、保存・保全を行っていきべき地区等を選定し、その保存と、周辺の自然資源の保全の方針を検討します。

保存・活用のための仕組みづくり

あきる野市にとって重要な地質・地形を保存し、環境教育・環境学習の場や機会として活用していくために、財源の確保の方策について検討していきます。

特に重要と判断される地質・地形は、文化財に指定するなど、貴重な自然史資源として保護していきます。

市民、市民解説員、環境学習リーダー*、学校等が郷土学習を進める際の支援として、必要な歴史、自然等に関する情報の提供や、活動の指導、助言等を行います。また、様々な機会を捉えて、本市の地質・地形や歴史・風土を紹介して、市民の郷土に対する理解を深めます。

さらに、環境教育・環境学習の場として活用できるよう、各種講座や教室、講演会等を開催して、郷土の歴史や、あきる野市の自然等の特性を理解してもらったり、市民解説員などによる市内探訪や市内めぐりを通して、自然環境学習を進めていきます。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・適正な評価の実施	短中期				社会教育課 環境課
・財源の確保	短期				社会教育課 環境課
・文化財の指定、開発の抑制	中期				社会教育課 都市計画課ほか
・郷土学習の支援（多様な連携づくり）	継続				社会教育課 環境課
・都民や市民への広報活動（文化財図書等の発行）	継続				社会教育課 環境課
・文化財講座等の開催 （市民カレッジ、市民解説員の活動推進）	継続				社会教育課 あきる野ルピア

【各主体に求められる行動】

あきる野市の自然の骨格をなす、森林、里山、農地、河川、地質・地形の5つの環境軸をみんなで守り、伝えていく必要があります。

骨格をなす5つの環境軸を守る

共通

- ・森林や農地の多面的な機能や、あきる野産の農産物に興味・関心を持ちます。
- ・地元木材製品やあきる野産の農産物などを積極的に活用します。
- ・里山の環境や生活文化に興味・関心を持ち、理解します。
- ・田植えや収穫体験など、農（農業・自然）とのふれあいを進めます。
- ・清流保全活動や、清掃活動等に参加・協力します。
- ・雨水浸透ます等を設置し、雨水の地下浸透に努めます。
- ・地質・地形をはじめ、あきる野の自然史に興味・関心を持ちます。

市民

- ・ボランティアなどとして、横沢入の里山保全活動などに積極的に参加・協力します。
- ・進んで旬のあきる野産の農産物を選びます。
- ・市民農園等を利用し、農（農業・自然）にふれ、親しみます。
- ・市内の地質・地形等、自然資源の保存・保全活動に参加します。

事業者

- ・植林・造林活動を進めます。
- ・間伐材や木質バイオマスの積極的な利活用を進めます。
- ・ボランティア等の育成に協力します。
- ・市民や児童・生徒に対して、農業指導などを行います。
- ・遊休農地等の貸出・提供を行います。
- ・工場・事業所等からの排水等の浄化に努めます。
- ・透水性舗装*の利用など、雨水の地下浸透に努めます。



骨格をなす5つの環境軸を守る(つつぎ)

市

- ・里山の環境や生活文化などの情報を提供します。
- ・ボランティアの育成や、活動支援を行います。
- ・あきる野産の農産物等を積極的に PR、利用拡大に向けた取組を行います。
- ・清流保全条例の PR、具体化を市民・事業者と共に進めます。
- ・川とのふれあい等を通じた環境教育を行います。
- ・湧水や崖線などの仕組みについて PR します。
- ・市民等の活動などの紹介、情報提供を行います。
- ・貴重な地質・地形等の広報・PR を行います。
- ・開発等において、地質・地形の保存を図ります。
- ・市内の貴重な地質・地形等の見学会・学習会の開催など、歴史を知り、ふれあう機会を提供します。

協働

- ・みんなで「美林の里」づくりを進めます。
- ・「美林の里」の活動を市内外に PR します。
- ・横沢入などでの里山管理活動などを通じて、里山での暮らしや文化を学び、伝えます。
- ・あきる野産の農産物の利用拡大を進めます。
- ・子どもの水辺事業を進めます。
- ・秋川・平井川流域(盆堀川・養沢川も含む)の流域単位での環境保全を進めます。
- ・崖線地区の保全を進めます。
- ・あきる野市の貴重な地質・地形の保存・活用や PR を進めます。



知ってるかな？

あきる野産の農産物

あきる野産の農産物は、五日市街道沿いにある2箇所のファーマーズセンターで直売されています。

店内には生産者の顔写真が展示され、すべての商品に生産者の名前が書かれており、安心して新鮮な野菜が購入できます。10月初めには約40種類の新鮮野菜が店頭並びます。

野菜以外にも、手づくりこんにやくや籠など、地元の方がつくった商品が販売されています。



とうもろこし

のらぼう菜

問合せ先：農林課



秋川ファーマーズセンター
(JR五日市線東秋留駅徒歩8分)



五日市ファーマーズセンター
(JR五日市線武蔵五日市駅からバス「五日市高尾」下車すぐ)